

**都市計画法第34条第2号の運用  
に係る田原市観光開発計画**

**平成31年3月**

**田原市都市整備部街づくり推進課**

# 1. 田原市観光開発計画の必要性

田原市では、改定版田原市都市計画マスタープランの都市づくりの目標に、「渥美半島の豊富な地域資源を活かした観光・交流づくり」を掲げ、観光・交流の推進を図ることとしています。また、将来都市構造における拠点配置の方針では、伊良湖岬周辺を「伊良湖交流拠点」と位置づけ、重点的な整備や観光施策を実施し、半島全域に交流人口の誘引を図ることとし、農業公園サンテパークたはら及びその周辺、太平洋ロングビーチ及びその周辺等を「観光・交流拠点」と位置づけ、観光・交流の核となる拠点として魅力の向上を図ることとしています。

これらの目的を達成するためには、それぞれの拠点内の特色を活かした観光振興に寄与する建築物の建築をできるようにし、観光客のニーズに対応していく必要があります。

そのため、都市計画法第34条第2号の運用に係る田原市観光開発計画を策定し許可基準の運用をするものです。

## ■改定版田原市都市計画マスタープラン 将来都市構造図



## 2. 田原市観光開発計画に定める事項

- (1) 計画区域
- (2) 計画区域の地区別建築物の用途

## 3. 計画の期間

改定版田原市都市計画マスタープランと同じ2035年度までの期間とします。ただし、その間に観光ニーズの変化や上位計画の変更等により、計画変更の必要性が生じた際には、その都度見直すこととします。

**計画期間：2019年度～2035年度**

## 4. 観光開発計画区域

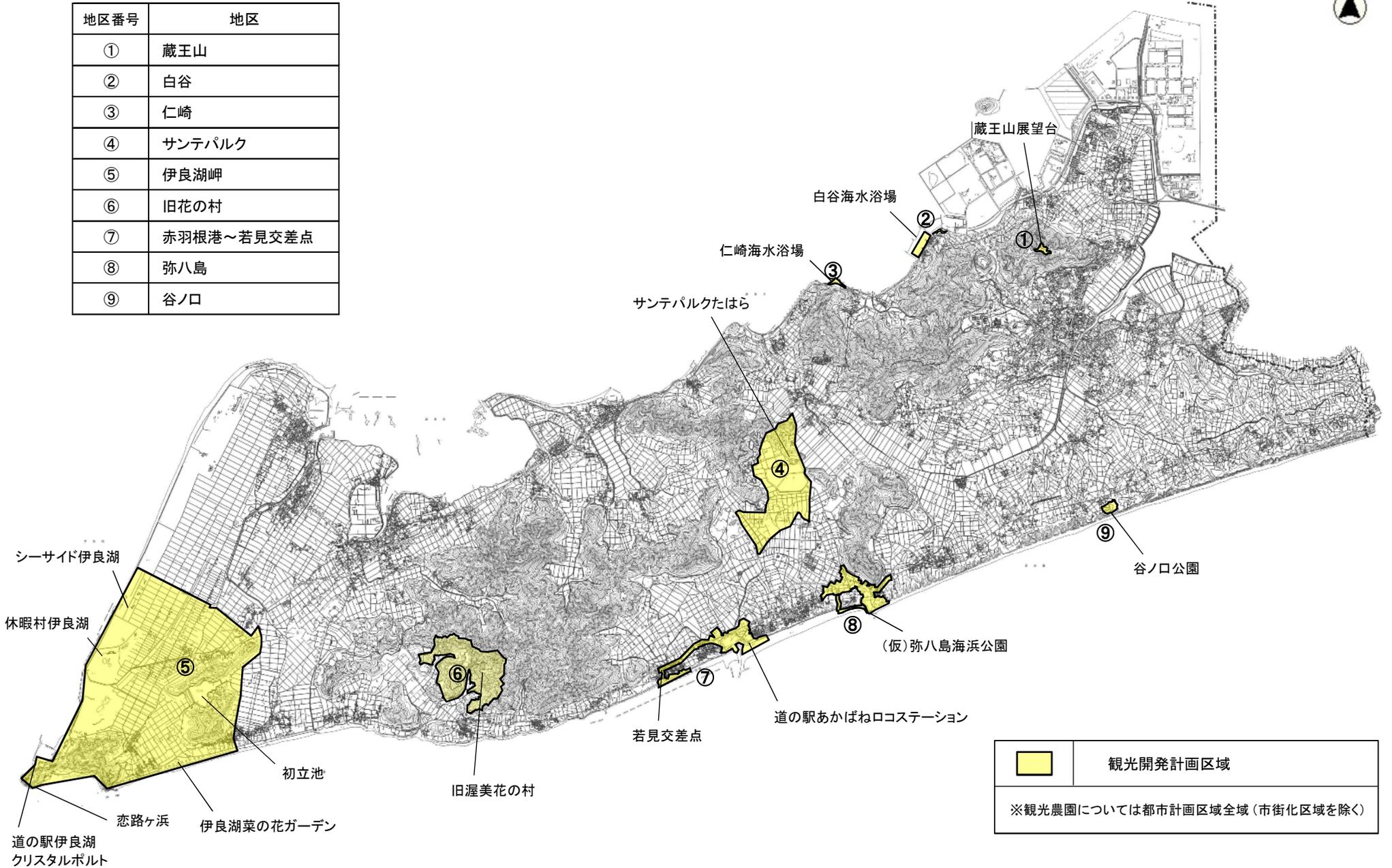
別紙のとおり、①蔵王山、②白谷、③仁崎、④サンテパーク、⑤伊良湖岬、⑥旧花の村、⑦赤羽根港～若見交差点、⑧弥八島、⑨谷ノ口の9地区を観光開発計画区域に定めます。

また、観光農園については、農園となりうる資源（農地）が市街化調整区域全体にあることや今後の需要を勘案し、都市計画区域全域（市街化区域を除く）を対象区域とします。

## 5. 計画区域の地区別建築物の用途

番号	地区	利用目的	建築物の用途
①	蔵王山	登山、公園	飲食店、その他観光価値を維持するため必要な施設
②	白谷	海水浴、マリンスポーツ、釣り、潮干狩り、公園	ホテル、旅館、簡易宿泊所、保養所、飲食店、釣具店、その他観光価値を維持するため必要な施設
③	仁崎	海水浴、マリンスポーツ、釣り、キャンプ場	飲食店、釣具店、キャンプ場、その他観光価値を維持するため必要な施設
④	サンテパルク	公園	飲食店、その他観光価値を維持するため必要な施設
⑤	伊良湖岬	海水浴、マリンスポーツ、釣り、キャンプ場、公園、温泉	ホテル、旅館、簡易宿泊所、保養所、道の駅、飲食店、釣具店、サーフショップ、温浴施設、キャンプ場、その他観光価値を維持するため必要な施設
⑥	旧花の村	キャンプ場、公園	ホテル、旅館、簡易宿泊所、保養所、飲食店、温浴施設、キャンプ場、その他観光価値を維持するため必要な施設
⑦	赤羽根港～若見交差点	マリンスポーツ、釣り、公園	ホテル、旅館、簡易宿泊所、保養所、道の駅、飲食店、釣具店、サーフショップ、温浴施設、その他観光価値を維持するため必要な施設
⑧	弥八島	マリンスポーツ、釣り、キャンプ場、公園	ホテル、旅館、簡易宿泊所、保養所、飲食店、釣具店、サーフショップ、温浴施設、キャンプ場、その他観光価値を維持するため必要な施設
⑨	谷ノ口	キャンプ場、公園	飲食店、キャンプ場、その他観光価値を維持するため必要な施設
都市計画区域全域 (市街化区域を除く。)		観光農園※1	観光農園
備考	※1 観光農園：農業を営む者が観光客等を対象に、圃場において農産物を収穫させ、又は鑑賞させ、若しくは一部の農作業を体験させる等により対価を得る農園		

地区番号	地区
①	蔵王山
②	白谷
③	仁崎
④	サンテパーク
⑤	伊良湖岬
⑥	旧花の村
⑦	赤羽根港～若見交差点
⑧	弥八島
⑨	谷ノ口



	観光開発計画区域
※観光農園については都市計画区域全域(市街化区域を除く)	

この図面は位置的なものを示すものであり  
権利関係には使用できません

